

令和4年4月8日

保護者 各位

岡山県立邑久高等学校
校長 萩原 康正

感染症予防に対する取組について

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力いただき厚く御礼申し上げます。また、学校における新型コロナウイルス感染症対策についても多大なる御協力をいただいておりますことに感謝いたします。

さて、本校では、新年度も新型コロナウイルス感染症への防止対策の取組を一層徹底し、生徒たちが安心して登校できるようにしていきたいと考えております。

つきましては、本校では次のような項目に適切に対応しながら教育活動を行いますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

1. 健康観察

登校前に、健康観察記録票（Classroom に配信するスプレッドシート）に体温等必要事項を入力して登校をしていただきます。各クラス担任が、それらの情報をもとに、顔色等を直接観察しながら SHR 時に健康観察を行います。体温等必要事項が入力できていない生徒は、保健室または職員室の非接触型体温計で検温をしてから授業に出席してもらいます。

また、登校後に発熱等の風邪症状が出た場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養していただきますので、御協力よろしく申し上げます。

登校している生徒が発熱、風邪症状を訴えた場合

- (1) 保健室で検温、問診等を行い、緊急性がある場合、担任・年次団より保護者へ連絡を入れ帰宅させます。
- (2) 帰宅後、新型コロナウイルス感染症のような症状が出たら御家庭でかかりつけ医へ相談してください。

2. 感染予防対策

- (1) マスクは生徒、教職員ともに着用します。身体に過度な負担が想定されるような運動をする場合には、熱中症等事故防止の観点から踏まえ、状況に応じてマスクをしなくて活動することとします。外したマスクを置くために清潔なビニール袋や布等を各自で御準備下さい。
- (2) 万が一マスクを忘れた場合、本校保健室にて10円で購入をしていただきます。
- (3) 換気は気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行います。（なおエアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。また、必要に応じて各クラスで空気清浄機を作動させます。）
- (4) こまめな手洗いを心がけてください。基本的には流水と石けんでの手洗いを行います。また、手洗いができない環境にある時は必要に応じて手指消毒を使用します。

- (5) 教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所を消毒します。

3. 昼食時の対策

昼食の前に手洗いをを行うよう指導します。食堂内には、手指消毒液を準備し、換気はいつもどおり行います。食堂にはアクリル板を設置しておりますが、可能な限り対面にならないように心がけて座ってください。

4. 生徒の出席停止の対応

(1) 基礎疾患がある生徒の場合

- ・登校に関して不安を感じる場合は主治医と相談をして「新型コロナウイルス感染症（疑い・予防を含む）に関する出席停止連絡票」を学校へ提出してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症が強く疑われ発熱等の風邪症状がある場合

- ・保護者より学校に連絡を入れてください。発熱等の症状が治まってから一日を経過した後登校をしてください。（感染症予防の観点より。）再登校の際、「新型コロナウイルス感染症（疑い・予防を含む）に関する出席停止連絡票」を提出していただきます。

(3) 感染または濃厚接触者にあたりと特定された場合

- ・保護者より学校へ連絡を入れてください。新型コロナウイルス感染症に罹患すると、「保健所等が指示する日まで」出席停止です。濃厚接触者にあたりと特定された場合の出席停止期間は、基本的には7日間ですが、必ず保健所の指示に従うようにしてください。
- ・保健所が対象生徒の行動履歴等のヒアリングを行うので、学校は行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等に協力をします。
- ・検査等を経て主治医が出席可能と判断し登校可能になった際は、必ずご連絡をください。

※「新型コロナウイルス感染症（疑い・予防を含む）に関する出席停止連絡票」は本校ホームページからダウンロードできます。

5. 部活動の考え方

(1) 実施に当たって

- ・生徒本人と保護者の意向を尊重して参加を強制しません。
- ・活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問が実施状況を必ず確認できる体制で行います。
- ・発熱等の風邪症状が見られる生徒は、参加しないようにしてください。

(2) 活動の仕方

- ・当分の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動を工夫します。（密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向い合って発声したりする活動は行いません。）
- ・用具の共用、マスク着用、手洗いについては通常の活動に準じます。（運動部も片付けやミーティング等、運動以外の活動時はできるだけマスクを着用してください。）

(3) 部室、更衣室の利用について

- ・更衣のみとし、混雑ならば一斉に利用しない等の工夫をしてください。